

# 輸送役務請負契約条項

## 第1節 総 則

(目 的)

第1条 乙は、この契約の各条項に基づき、航空自衛隊貨物及び航空自衛隊の取扱う貨物に対する輸送及びこれに伴う役務（以下「輸送役務」という。）を甲の指定する条件に従い履行するものとし、甲はその給付の対価として、この契約に定める条項により算定した金額を乙に支払うものとする。  
(権利、義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は甲の書面による承認を得ないで、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

2 乙は甲の承認を得て、この契約の履行を第三者に委任若しくは請け負わせた場合においても、その義務とされている事項につき、その責を免れないものとする。

(秘密保全)

第3条 甲及び乙（下請業者を含む。）は、この契約に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

2 乙は、この契約において、甲の指定する秘密がある場合は、甲の指示に従い、その保全を確実にしなければならない。

(仕様書の疑義)

第4条 乙は、仕様書に疑義のある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

## 第2節 輸送役務運賃料金の算定

(輸送役務運賃料金の算定)

第5条 輸送役務運賃料金は、「輸送役務契約運賃料金表等綴」（以下「運賃料金表等綴」という。）を適用のうえ算定するものとする。

2 前項によることができない運賃料金については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 「運賃料金表等綴」に改訂があった場合は、乙は、その旨文書を以って速やかに甲に通知するものとする。

4 甲は乙の通知に基づき、当該改定料金を適用する。

(距離の算定)

第6条 集配距離等の算定は、「運賃料金表等綴」による。

2 一般貨物自動車運送事業の料金は、乙が国土交通大臣に届出をしたそれぞれの運賃料金適用方の規定による。

(運賃料金の端数計算)

第7条 この契約に基づく運賃料金の端数は、「運賃料金表等綴」の適用方に定めるもののほか、1円

未満は切り捨てるものとする。

### 第3節 輸送役務の発注及び履行

(発注担当官、監督官及び検査官)

第8条 甲は、自ら発注及び検査する場合のほかは、発注については発注担当官を、検査については検査官を任命し、発注及び検査を行わせるものとする。

2 甲は、必要ある場合は自ら又は監督官を任命し、監督を行わせるものとする。

(輸送役務履行の指示、監督)

第9条 乙は、この契約の履行に関し、甲又は発注担当官（以下「甲等」という。）及び監督官の与える指示・監督に従い誠実かつ迅速に履行するものとする。

(輸送役務の発注)

第10条 甲等は、輸送役務の発注をしようとするときは、輸送役務発注書（以下「発注書」という。）を乙に交付するものとする。この場合、乙は甲等の要求に基づき見積書を作成のうえ、甲等に提出するものとする。ただし、甲等の要求がない場合は、省略することができる。

2 乙は、前項の発注書に基づき、輸送役務を履行するものとする。

3 発注書発行後、輸送役務の内容を変更する必要がある場合は、甲等は速やかに乙に対し書面を交付し、発注変更を行うものとする。

(臨機の処置)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由によって、当初の輸送方法によることができなくなったとき及びそのおそれがあるときは、速やかに他の処理方法を策案し、期限を定めて甲等の指示を求めるものとする。

2 前項において、乙は、甲等の指示を待ついとまがないとき、前項の策案による期限内に甲等の指示がないとき、又は運賃料に影響を及ぼさないときは、輸送経路又は輸送方法を変更することができる。ただし、この場合、乙は、速やかに当該経路又は輸送方法等の詳細を書面をもって甲等に届け出るものとする。

(履行期限の有償延期)

第12条 乙は、乙の責に帰する理由により、発注書に指定された期限までに輸送役務を完了することができないとき、又はそのおそれがある場合には、甲等に対して速やかにその理由を付して期限の延期を申請するものとする。

2 甲等は、前項による申請があった場合で、差支えないと認める期限までに輸送役務を完了する見込みがあるときは、乙から遅滞料を徴収して履行期限を延期することができる。

(履行期限の無償延期)

第13条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い理由により、発注書に指定された期限までに輸送役務を完了することができないとき又はそのおそれがある場合には、甲等に対して速やかにその理由を付して期限の延期を申請することができる。

- 2 甲等は、前項による申請を正当と認めるときは、無償で履行期限を延期することができる。ただし、その延期日数は甲等及び乙が協議して定めるものとする。

(役務完了の通知)

第 14 条 乙は、役務を完了したときは、発注書に所定の事項を記入して検査官に提出しなければならない。

- 2 検査官は前項により発注書を受領したときは、速やかに役務の完了を確認し、発注担当官に送付するものとする。
- 3 発注担当官は、検査官から発注書を受領したときは、役務の内容及び役務費を確認のうえ、所定の事項を記入して、国内の輸送においては 10 日以内、国外の輸送においては 30 日以内に乙に返付するものとする。

#### 第 4 節 輸送役務代金の請求及び支払

(代金の請求及び支払)

第 15 条 乙は、各月ごとに、その月において給付の完了の確認を受けた発注書によって集計した輸送役務の代金を、おおむね翌月 15 日までに甲に請求するものとする。

- 2 この契約書第 25 条に定めるところにより、乙が賠償責任担保保険を付保したときは、当該発注書に保険引受証(写)を添付するものとする。
- 3 代金の支払時期は、甲が適法な請求書を受領した日から 30 日以内とする。

(相 殺)

第 16 条 甲が乙に対し金銭債権を有するに至ったときは、この契約によって生ずる支払代金その他の債務と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第 17 条 甲は、天災地変等やむを得ない場合を除き第 15 条第 4 項の支払時期までに代金の支払をしないときは、当該支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、年 $\times$ 。 $\times$ %の率(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改定された場合は、当該改定された後の率。)を乗じて計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(貨物滅失等の場合の代金請求権)

第 18 条 乙は、不可抗力により、貨物の全部若しくは一部が滅失あるいは、き損した場合で、輸送役務の履行が不可能となったときは、その代金を請求することができない。

- 2 貨物の全部又は一部が、その性質若しくは契約不適合又は甲の過失によって滅失したときは、乙は、当該輸送役務の履行部分の対価を請求することができる。ただし、その金額については甲、乙協議して定めるものとする。

## 第5節 責 任

### (事故報告)

第 19 条 乙は、この契約に基づく輸送役務を完了することができないとき、又は貨物の滅失、き損及び延着（第 12 条又は第 13 条に基づき、あらかじめ甲等の承認を受けた場合を除く。）等により甲側に損害を与えたときは、速やかにその旨を甲等に報告するとともに、事故証明書及び事故てん末書を提出しなければならない。

### (違約金及び遅滞料)

第 20 条 乙は、正当な理由なく発注書に指定された輸送役務を提供しない場合、又は乙の責に帰する理由により、貨物の滅失、き損その他により輸送役務が完了することができない場合は、当該輸送役務料金の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲に支払うものとする。

2 乙は、乙の責に帰する理由により、輸送役務を遅延した場合又は第 12 条に該当する場合は、遅滞日数 1 日につき当該輸送役務料金の 1000 分の 1 に相当する金額を、遅滞料として甲に支払うものとする。ただし、当該輸送役務料金の 10 パーセントの金額をもって限度額とする。

### (損害の負担)

第 21 条 天災地変その他甲等、乙双方の責に帰し難い理由により、乙が輸送役務の給付を完了する以前に貨物に損害が生じた場合には、貨物の損害は甲の負担とする。

2 前項による貨物に損害が生じた場合で、再梱包等を実施することにより輸送役務の履行が可能な場合には再梱包等に要した費用は乙の負担とする。

3 甲等の責に帰する理由により、乙が輸送役務の給付を完了する以前において貨物に損害が生じた場合には、輸送役務についての損害及び貨物の損害は、すべて甲の負担とする。

4 第 1 項及び第 3 項にかかわらず、第 25 条により乙が賠償責任担保保険を付保している場合は、支払われる保険金の範囲内において、乙は損害を負担するものとする。

5 乙の責に帰する理由により、乙が輸送役務の給付を完了する以前に貨物に損害が生じた場合には、輸送役務についての損害及び貨物の損害はすべて乙の負担とし、乙は、甲等の指示するところに従い、貨物の修補若しくは代品の引渡しを行い又はその損害を賠償しなければならない。

6 第 3 項の甲が負担する輸送役務費用の損害額及び前項の乙が負担する損害賠償の額は、甲、乙協議して定めるものとする。

### (甲の金銭債権に対する利息)

第 22 条 第 20 条及び第 21 条に規定する金銭債権を、指定した期日までに履行しない場合には、乙は、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該金銭債権に対し年※※パーセントの率を乗じて計算した金額を加算して支払わなければならない。

### (賠償の免除)

第 23 条 貨物の滅失、き損、延着等の原因が乙の各種運送約款（国土交通大臣認可）に定める免責事項に該当した場合は、賠償を免除するものとする。ただし、乙に故意又は重大な過失があった場

合はこの限りではない。

(契約不適合担保)

第 24 条 輸送貨物の荷姿及び外装に異状がなく、内容品にただちに発見することのできないき損若しくは一部滅失があった場合に甲等が給付の完了した日から 2 週間以内に乙にその旨の通知を發しないときは、乙はその責を負わないものとする。ただし、乙に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

2 第 21 条第 5 項により貨物の修補若しくは代品の引渡しを行った場合、甲等が給付の完了した日から 1 年以内に補修箇所若しくは代品にき損等があったことを乙に通知を發しないときは、乙はその責を負わないものとする。ただし、乙に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

(賠償責任担保保険)

第 25 条 この契約に基づく輸送役務の履行に際し、乙は賠償責任担保保険を付保することができる。

2 乙が前項の保険を付保することができる品目は、「運賃料金表等綴」による。

3 甲は、乙が第 1 項に基づき保険を付保したときは、その保険料相当分を負担するものとする。

## 第 6 節 契約の解除及び変更

(甲等の解除権)

第 26 条 甲等は、次の各号の一に該当した場合は、この契約の全部又は一部若しくは発注を解除することができるものとする。

(1) 乙の責に帰する理由により、履行期限までに輸送役務の履行を完了する見込がないとき。

(2) 乙がこの契約に定める義務に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により解除した場合に損害が発生したときは損害賠償の請求をするものとする。

(乙の解除権)

第 27 条 乙は、甲等がこの契約上の義務に違反した場合は、30 日以上の期間を定めて催告し、その期間に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により損害が発生したときは、解除の日から 30 日以内に文書をもって損害賠償を請求するものとする。

(契約の変更)

第 28 条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第 1 項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生じる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際の契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをまとめて行うことができる。

(事情の変更)

第 29 条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定める条件では契約の履行が困難となったときは、甲乙協議のうえ、この契約に定める条件を変更することができるものとする。

## 第 7 節 雑 則

(原価等の調査)

第 30 条 甲は、契約金額の適正を期する必要があるとき又は賠償金の算定及び債権保全、その他特に必要があるときは、その原価を明らかにする帳簿、書類若しくはその業務又は資産の状況等に関する資料の提出を乙に求め、あるいは乙の管理状態を調査することができる。

2 乙は、前第 1 項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、乙が前項の定めに従わないときは当該金銭債権について履行期限を繰り上げることができるものとする。

(遅延利息及び金銭債権に対する利息の改定)

第 31 条 この契約書に定める遅延利息及び金銭債権に対する利息の率が改定された場合は、その施行日から適用するものとし、甲は、文書をもって速やかにその旨を乙に通知しなければならない。

(相手方に対する通知の効力発生時期)

第 32 条 甲から乙に対する文書の通知は、発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は、受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第 33 条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第 34 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

以上契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。